

汚染土壌の区域外搬出に係る計画書 記載事項

1 概要

1.1 工場又は事業場の名称

1.2 工場又は事業場並びに要措置区域等の所在地（地番・住居表示）

1.3 工場又は事業場の面積、要措置区域等の面積及び汚染土壌の区域外搬出に係る対象面積（ m^2 ）

1.4 汚染土壌の区域外搬出の内容

1.5 汚染土壌の区域外搬出の実施者及び土地の所有者等

1.6 汚染土壌の区域外搬出の工事施行者

1.7 汚染土壌の区域外搬出の実施期間（工程表を添付）

1.7.1 汚染土壌の搬出の着手予定日（法第 16 条第 1 項第 6 号）

汚染土壌の搬出に着手する予定日を記載する。搬出届出書は着手予定日の 14 日前までに都道府県知事に届け出ることになっていることに注意が必要である。

1.7.2 汚染土壌の搬出完了予定日（法施行規則第 62 条第 3 号）

汚染土壌の搬出が完了する予定日を記載する。

1.7.3 汚染土壌の運搬完了予定日（法施行規則第 62 条第 3 号）

汚染土壌の運搬が完了する予定日を記載する。規則第 65 条第 12 号には「汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から 30 日以内に終了すること。」と規定されている。よって、10 で記載した搬出完了予定日から 30 日以内の日付でなければならない。

1.7.4 汚染土壌の処理完了予定日（法施行規則第 62 条第 3 号）

汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日を記載する。処理業省令第 5 条第 9 号には、「汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から 60 日以内終了すること。」と規定されている。よって、11 で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。

1.8 参考法規等

2 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第 16 条第 1 項第 1 号）

2.1 調査結果及び基準不適合範囲（面積、深度及び土量）

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度（土壌溶出量基準不適合、第二溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合）を記載する。

2.2 深度調査が実施されていない単位区画がある場合、その区画の基準不適合深度設定の考え方を記載

3 汚染土壌の体積（法第 16 条第 1 項第 2 号）等及び汚染土壌の区域外搬出に係る施工方法

3.1 搬出汚染土壌の対象区画及び範囲（面積、深度及び土量）

搬出汚染土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された搬出汚染土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出汚染土壌の体積を記載する。
なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物）：150 m^3 」と記載する。

3.2 汚染土壌の区域外搬出に係る施工方法（図及び流れも記載）

4 汚染土壌の運搬の方法（法第16条第1項第3号）

4.1 要措置区域等から汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要

4.2 運搬フロー

要措置区域等から汚染土壌処理施設までの汚染土壌の流れをフロー図で示す。
再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、2次運搬を含めたフローを記載する。
なお、搬出に当たって搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合にも、その土地を積替施設として記載する必要がある。

4.3 積替施設の図面及び写真

積替えの場所（積替施設）の構造図及び写真を添付する。なお、複数の積替施設を経由する場合には各々添付する。

4.4 緊急連絡体制表

規則第65条第2号には、「特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、及び地下へ浸透し並びに悪臭が発散したときは、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。」と規定されている。
運搬中に飛散等が発生した場合、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられる必要があることから、緊急時連絡体制表を整備し、添付する。
また、運搬を行う場合、運搬中の事故等の未然防止に努める必要がある。また、汚染土壌の積込み、荷卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止することが重要である。
そこで、下記に示す作業員への教育方法等を示した資料を添付する。
事故等の対応について
作業員の暴露及び運搬中の汚染拡散防止について

5 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称（法第16条第1項第4号）

運搬受託者の氏名又は名称を記載する。

6 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称（法第16条第1項第4号）

汚染土壌を処理する汚染土壌処理施設の名称を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出される場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに汚染土壌処理施設の名称を記載する。

7 汚染土壌を処理する施設の所在地（法第16条第1項第5号）

6で記載した汚染土壌処理施設の所在地を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出される場合には各々記載する。

8 自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先（法施行規則第62条第4号）

自動車、貨車、船舶など、搬出汚染土壌の運搬に用いる自動車等の全ての所有者の名称、住所、電話番号を記載する。
搬出汚染土壌の汚染物質ごとに記載することが望ましい。

9 積替施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先（法施行規則第62条第5号）

運搬の際に積替えを行う場合には、積替施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。
なお、搬出に当たって搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合は、この行為を積替えのための一時保管とみなされており、この行為を行う場所を積替場所として記載する必要がある（施行通知記の第5の1(2)）。

10 保管施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先（法施行規則第 62 条第 6 号）

積替えのために汚染土壌を一時的に保管する場合は、保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

11 工事実施体制及び連絡先

12 添付書類及び図面（法施行規則第 61 条第 2 項）

12.1 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面（法施行規則第 61 条第 2 項第 1 号）

搬出汚染土壌の場所が分かる要措置区域等の図面を添付する。図面により、要措置区域等内において搬出を伴う区画、特定有害物質ごとの汚染濃度が分かる平面図及び断面図などを添付する。

12.2 使用予定の管理票（法第 20 条第 1 項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し（法施行規則第 61 条第 2 項第 2 号）

使用予定の管理票のうち、次に示す必要事項が記載されたものの写しを添付する。
管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
運搬受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
処理受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
法人にあっては、管理票の交付担当者の氏名
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
汚染土壌の荷姿
要措置区域等の所在地
積替え又は保管場所
汚染土壌処理施設の名称及び所在地

12.3 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等（法第 54 条第 3 項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類（法施行規則第 61 条第 2 項第 3 号）

汚染土壌の運搬に使用する自動車、貨車、船舶などの構造図を添付する。
さらに、各段階における汚染土壌の運搬容器（内袋付きフレキシブルコンテナ、ドラム缶など）も記載するとともに、図面等を添付する。

12.4 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類（法施行規則第 61 条第 2 項第 4 号）

運搬の過程において保管を行う場合には、保管施設の構造図及び写真を添付する。なお、複数の保管施設を経由する場合には各々添付する。

12.5 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第 16 条第 4 項第 2 号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類（法施行規則第 61 条第 2 項第 5 号）

汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理業者との間で交わした契約書の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付する。

12.6 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 14 条第 1 項に規定する許可証をいう。第 64 条第 2 項第 6 号において同じ。）の写し（法施行規則第 61 条第 2 項第 6 号）

12.5 の処理を行う汚染土壌処理施設の許可証の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付する。

13 運搬に関する基準に基づき運搬することを示す書類及び図面

法施行規則第65条各号の基準に従って実施する旨、記載すること。

13.1 法施行規則第65条第1号に係る事項

法施行規則第65条第1号

運搬は次のように行うこと

- イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

13.2 法施行規則第65条第2号に係る事項

法施行規則第65条第2号

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

13.3 法施行規則第65条第3号に係る事項

法施行規則第65条第3号

自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。

13.4 法施行規則第65条第4号に係る事項

法施行規則第65条第4号

運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格 Z8305 に規定する140ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票(汚染土壌処理業に関する省令第5条第18号及び第13条第1項第1号に規定する場合にあっては、第5条第18号の管理票をいう。)を備え付けること。

13.5 法施行規則第65条第5号に係る事項

法施行規則第65条第5号

混載等については、次によること。

イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。

ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合(当該汚染土壌を法第二十二條第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限り、)は、この限りでないこと。

13.6 法施行規則第65条第6号に係る事項

法施行規則第65条第6号

汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。

イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

13.7 法施行規則第65条第7号に係る事項

法施行規則第65条第7号

汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

13.8 法施行規則第 65 条第 8 号に係る事項

法施行規則第 65 条第 8 号

汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。

- イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - (2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。
 - (イ) 大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
 - (ロ) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。
- ロ 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。
 - (2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。
 - (3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

13.9 法施行規則第 65 条第 9 号に係る事項

法施行規則第 65 条第 9 号

第 6 号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

- イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。
- ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
- ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
- ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。
- ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

13.10 法施行規則第 65 条第 10 号に係る事項

法施行規則第 65 条第 10 号

汚染土壌の荷卸しは、法第 16 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により提出した届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設)以外の場所で行ってはならないこと。

13.11 法施行規則第 65 条第 11 号に係る事項

法施行規則第 65 条第 11 号

汚染土壌の引渡しは、法第 16 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により提出した届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者)以外に行ってはならないこと。

13.12 法施行規則第 65 条第 12 号に係る事項

法施行規則第 65 条第 12 号

汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日(汚染土壌処理業に関する省令第 5 条第 17 号ロ及び第 13 条第 1 項第 1 号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日)から 30 日以内に終了すること。

13.13 法施行規則第 65 条第 13 号に係る事項

法施行規則第 65 条第 13 号

管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。

13.14 法施行規則第 65 条第 14 号に係る事項

法施行規則第 65 条第 14 号

管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。

13.15 法施行規則第 65 条第 15 号に係る事項

法施行規則第 65 条第 15 号

当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

14 その他汚染土壌の区域外搬出に係る計画に関する書類

1～13 以外に、汚染土壌の区域外搬出に係る計画に関して説明する必要がある場合は、関係書類を添付する。